

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第12回）

議事録

日 時：令和4年6月14日（火）9:20～9:35

場 所：官邸4階大会議室

出席者：松野 博一 内閣官房長官（議長）
古川 禎久 法務大臣（議長）
野田 聖子 内閣府特命担当大臣（地方創生 少子化対策）
林 芳正 外務大臣
斉藤 鉄夫 国土交通大臣
金子 原二郎 農林水産大臣
金子 恭之 総務大臣
萩生田光一 経済産業大臣
後藤 茂之 厚生労働大臣
二之湯 智 国家公安委員会委員長兼内閣府特命担当大臣（防災）
末松 信介 文部科学大臣
若宮 健嗣 デジタル田園都市国家構想担当大臣兼内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全 クールジャパン戦略）
牧島 かれん デジタル大臣
黄川田仁志 内閣府副大臣（代理出席）
岡本 三成 財務副大臣（代理出席）
務台 俊介 環境副大臣（代理出席）

（議事録）

○古川法務大臣 ただ今から、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催します。本日は、議題1の「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（案）」及び議題2の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）（案）」について、御了承いただきたいと思いますと考えております。

それでは、議題1のロードマップ案及び議題2の総合的対応策改訂案の各概要について私から御説明します。

まず、ロードマップ案について御説明します。

資料1-1の1枚目を御覧ください。

在留外国人の状況及びこれまでの政府における共生施策の取組の概要を示しています。

資料1-1の2枚目を御覧ください。

政府として、目指すべき外国人との共生社会の3つのビジョンを掲げることとし、これらのビジョンの実現に向けて取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項に取り組んでいきます。

資料1-1の3枚目を御覧ください。

4つの重点事項の具体的施策について、主なものを記載しています。

具体的には、生活オリエンテーションなど、社会制度等の知識を習得できる環境の整備、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度等の日本語教育環境の整備、マイナポータル等を活用した情報発信、就学状況の一体的管理・把握の推進等による外国人児童生徒等の就学促進、生活状況や雇用管理等を把握するための統計の整備などに取り組んでいくこととしています。

ロードマップについては、KPIを設定し、その実施状況について、毎年点検を行い、必要に応じて施策の見直しを行うこととしています。

続きまして、総合的対応策令和4年度改訂案について御説明します。

資料2-1を御覧ください。

今回の総合的対応策では、21の新規施策を含む218の施策を示しております。

総合的対応策は、ロードマップを受けて、単年度に取り組む施策のほか、中長期的に取り組むべきロードマップの施策ではないものの、共生社会の実現のために必要な施策を示しております。

ロードマップにない新規施策としては、関係機関との連携による機微技術流出防止のための留学生・外国人研究者等の受入れに係る審査の強化などの3施策があります。

説明は以上です。

次に、金子総務大臣から御発言願います。

○金子総務大臣 総務省においては、地方公共団体の多文化共生施策の推進を図るために、先進的な取組事例を積極的に情報提供するなどの支援を行っております。

今後とも、引き続き、地方公共団体の取組を幅広く支援してまいります。

また、特に、在留外国人のマイナンバーカードの取得について、転入届により住民票を作成する機会を捉えて申請受付を行い、その促進を図るとともに、在留カードとマイナンバーカードとの一体化について、令和7年度から一体化したカードの交付開始を目指すなど、引き続き、地方公共団体や関係府省庁と連携をし、在留外国人の利便性向上に一層努めてまいります。

○古川法務大臣 次に、末松文部科学大臣から御発言願います。

○末松文部科学大臣 文部科学省においては、共生社会の実現に向けて、生活者としての外国人に対する日本語教育や外国人の子供の教育の充実、留学生の就職支援などの取組を体系的に進めてまいります。

特に、外国人に対する日本語教育の水準の維持向上を図るため、「日本語教育の参照枠」を踏まえた教育モデルの開発・普及とともに、日本語教育機関の認定制度や日本語を教える教師の資格を定める新たな法案の提出に向けまして、法務省などの関係省庁と連携しつつ、詳細な制度設計について有識者会議で議論を進めてまいります。

加えて、学校における日本語指導体制整備に取り組んでまいります。特に、高等学校については、日本語の個別指導を可能とする制度を導入し、指導の充実を図ります。

○古川法務大臣 次に、牧島デジタル大臣から御発言願います。

○牧島デジタル大臣 誰もがデジタル社会の恩恵を受けられるよう、デジタル社会の基盤

であるマイナンバー制度の活用をしっかりと進めていきます。

まず、外国人の方が必要な情報を入手できるよう、マイナポータル等を活用した情報発信の検討では、マイナポータルと民間サービスの連携など、使い勝手のよい仕組みの提供に取り組んでいきます。

そして、対面でもオンラインでも確実な本人確認ができるマイナンバーカードは、「最高位の身分証」であり、安全安心なデジタル社会の「パスポート」です。

在留外国人がより高い利便性を得られるよう、マイナンバーカードの普及や、在留カードとの一体化の検討について、デジタル庁としても、関係府省庁と連携して、必要な措置を進めてまいります。

○古川法務大臣 ほかに、議題1及び2について、御発言はございますか。

(発言なし)

本案について、御了承いただいたものとさせていただきます。

最後に、プレスを入室させます。

(報道関係者入室)

○古川法務大臣 官房長官から御発言があります。

○松野内閣官房長官 本日の会議では、目指すべき外国人との共生社会のビジョンや、そのビジョンの実現に向けての中長期的な課題を明確にした上で、今後5年間に取り組むべき具体的施策を示した「ロードマップ」を決定するとともに、令和4年度に実施すべき施策を示した「総合的対応策」についても決定いたしました。

今後は、この「ロードマップ」及び「総合的対応策」に基づき、各施策の着実な実施に向けての取組をお願いします。

各種施策の中でも、日本語教育環境の整備は特に重要な施策であります。日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度及び日本語教師の新たな資格制度に関する法案の速やかな国会提出に向け、準備を加速化するとともに、日本語教育機関における教育内容・方法などの標準化について検討を進めるほか、小・中・高等学校等における日本語指導の充実を図るなど、日本語教育環境の整備を進めてください。

また、マイナポータルの活用等の施策に関し、利便性の向上の観点から、今年度中に概ね全ての在留外国人がマイナンバーカードを取得することを目指して、法務省と総務省が連携し、推進に向けた体制整備を早急に進めてください。

各大臣におかれては、引き続き、外国人との共生社会の実現に向けて、法務省の司令塔的機能の下で連携を強化するとともに、地方公共団体や民間団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の更なる整備に取り組んでいただくようお願いをいたします。

○古川法務大臣 ありがとうございます。プレスの皆様方は、ここで御退出ください。

(報道関係者退室)

○古川法務大臣 それでは、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議はこれで終了することといたします。

(以上)